

令和 7 年度 なごや共創研究基金奨学金 募集要項

本学では、第四期中期目標期間を含めた中長期を展望し、世界をリードする魅力ある大学をめざすため、名古屋市との連携により「なごや共創研究基金」を創設し、基金を活用した取り組みの一つとして世界レベルの研究者の育成を掲げており、博士学位の取得をめざす大学院学生に経済的な支援を行うことにより修学・研究に専念できるよう、なごや共創研究基金奨学金（以下、「本奨学金」という。）事業を実施します。

1 対象者

以下の大学院に所属する学生

（名古屋市立大学大学院学則（平成 18 年学則 2 号）に規定する特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、大学院研究生、委託研修生、外国人学生及び外国人研究生を除く）

大学院医学研究科修士課程

大学院医学研究科博士課程

大学院薬学研究科博士課程

大学院薬学研究科博士後期課程

大学院経済学研究科博士後期課程

大学院人間文化研究科博士後期課程

大学院芸術工学研究科博士後期課程

大学院看護学研究科博士後期課程

大学院理学研究科博士後期課程

2 給付要件

次の項目のいずれにも該当しない者

- 本人の年収が 180 万円を超える者
 - ※ 所属研究科における TA 及び RA 活動の報酬は、収入に含めない
 - ※ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金及び国（国立研究開発法人）等の補助金事業に採択され本学が実施する事業、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に給付される研究奨励金、その他本学が運営する独自の奨学金等の給付額は、収入に含めない
- 大学院医学研究科修士課程に在籍する学生のうち、減災・医療コース奨学金の給付を受けている者又は受ける予定の者
- 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

3 給付金額

半期あたり 25 万円（1 年度あたり最大 50 万円）

4 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日(水)から令和 7 年 10 月 22 日(水)（午後 5 時）まで

（1 申請あたり当該年度を有効とします。なお、令和 7 年度前期の募集期間に応募し本奨学金の給付を受け、引き続き後期も在学している方は、年度内は改めて申請する必要はありません。）

5 申請方法

名古屋市立大学なごや共創研究基金奨学金要綱に定める申請様式に必要事項を記入し、収入

を証明する書類（直近の所得証明書や源泉徴収票、住民税の特別徴収税額通知書、数か月分の給与明細、奨学金受給額を証明する書類等※コピー可）口座振込依頼書を添えて、募集期間内に学生課学生支援係（滝子キャンパス 3 号館 1 階）に提出してください。学生課学生支援係の窓口受付時間は、平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までです。

郵送による申請の場合は、文末の問い合わせ先記載の住所宛てに、配達状況が追跡可能な郵送方法（書留、レターパック等）により募集期間内に申請書類が到着するよう送付してください。

募集期間終了後の申請書の提出や郵送による到着は、受理できません。

6 給付の決定及び給付方法

申請締め切り後、予算の範囲内で給付対象者を選考の上、決定します。決定後、給付対象者に学務情報システム（Live Campus U）により通知し、給付対象者の銀行口座への振り込みにより給付します。給付時期は、概ね 11 月中を予定しています。

7 給付の停止

奨学生が、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止します。

- 本学学生の身分を失ったとき
- その他、奨学生として適当でないと認められるとき

8 奨学金の返還

奨学生が、以下のいずれかに該当する場合は、在学中に給付を受けた本奨学金の全額を返還しなければならないものとします。

- 名古屋市立大学学生懲戒規程（平成 26 年公立大学法人名古屋市立大学達第 23 号）別表に掲げる行為を行い、処分を受けたとき
- 本奨学金の申請において、虚偽の記載、申告を行っていたことが判明したとき

9 その他

申請にあたっては、必ず名古屋市立大学なごや共創研究基金奨学金要綱をご一読の上、趣旨を理解した上で申請してください。

また、給付の対象となった学生は、自身の研究に専念するとともに学位の取得に励み、本学の研究力向上に寄与することに努めてください。

10 問い合わせ先

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1

名古屋市立大学 教育研究部学生課学生支援係

担当：村川・大山

電話：(052)872-5042

E-Mail：scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp